

安全保障理事会決議 1910 (2010)

2010年1月28日、安全保障理事会第6266回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する全ての安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009)、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2008)、1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009) 並びに子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) および 1882 (2009) を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

ソマリアにおける事態の包括的且つ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

ソマリアにおける永続的な政治的解決に到達するための枠組を提供しているジブチ和平プロセスに対する安保理の完全な支持をくり返し表明し、暫定連邦憲章に対する安保理の支持を表明し、ソマリア国民の中の和解と対話を促進する必要性を認識しまた最終的に全てを包括する政治過程を通して達成される広い基盤にたった代議制の重要性を強調し、

ソマリアの永続的平和および安定に対するアフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) の貢献を賞賛し、ウガンダとブルンジの両政府による AMISOM への部隊と装備の継続する取組に対し安保理の謝意を表明し、AMISOM および暫定連邦政府に対するいかなる敵対行為をも非難し、

事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏を賞賛し、彼の取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

AMISOM の職務権限をさらに 12 か月の期間更新した 2010 年 1 月 8 日のアフリカ連合平和安全保障理事会の第 214 回会合のコミュニケを歓迎し、

ソマリアの長期にわたる安定にとって不可欠なソマリア治安部隊の再結成、訓練、装備および維持の重要性を再確認し、また国際社会からの調整された、時宜を得た且つ持続的な支援の重要性を強調し、

2009 年 4 月 23 日にブリュッセルで開催されたソマリアに関する国際会議でソマリア治安機構と AMISOM の支援を約束した基金の即時の支払いを強く奨励し、また暫定連邦政府と AMISOM に対する時宜を得た且つ予測可能な資金提供の重要性を認識し、

ソマリアで継続している戦闘に安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、また暫定連邦政府に対する安保理の支持を再確認し、

ソマリアの平和と安定を蝕む武装集団および外国人戦闘員、とりわけアル・シャバブによる連邦暫定政府、AMISOM 並びに一般市民に対するテロ攻撃を非難し、また、ソマリアの武装集団、とりわけアル・シャバブがソマリアおよび国際社会に対して構成しているテロの脅威を強調し、

暫定連邦政府と AMISOM を支援する効果的な国民への情報および連絡活動並びに強化した政治過程の重要性を強調し、またジャーナリストに対する継続した攻撃に安保理の重大な懸念を表明し、

ソマリアにおける人道状況が悪化していることに安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、ある地域で人道援助の提供を妨げているソマリアの武装集団による人道援助の提供を標的として妨害することを強く非難し、人道要員に対してくり返される攻撃を憂慮し、国際人道法および人権法に違反して、市民や人道要員に対して行われる暴力または虐待のあらゆる行為に最も強い文言での安保理の非難を表明し、また、不処罰に対する戦いの重要性を再確認し、

ソマリアに対する人道的な資金提供が非常に低下していることに安保理の懸念を表明し、全ての加盟国に対し、現在および未来の強化した人道的なアピールに貢献することを求め、

人権と国際人道および人権法のあらゆるまたいかなる違反をも非難し、これに関連した義務を完全に重んじ且つ女性と子どもを含む市民を保護するための適切な措置を講じるソマリアの全ての当事者の責任を強調し、また、ソマリアにおける武力紛争の当事者に関連する武力紛争下の子どもに関する安全保障理事会の作業部会の結論 (S/AC.51/2008/14) を想起し、

安保理決議 1897 (2009) を想起し、ソマリアにおける現行の不安定さがソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の問題の一因となっていることを認識し、海賊およびそのもととなっている原因に取り組むため、ソマリア沿岸警備隊の訓練を通してを含む、国際社会による包括的な対応の必要性を強調し、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ、国家と国際および地域機関の取組を歓迎し、

2009 年 12 月 31 日付事務総長報告書 (S/2009/684) および国際社会の支援を得た暫定連邦政府による政治、治安および復興の方法に関する継続的活動のための勧告を歓迎し、

ソマリアにおける事態は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威であると認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. アフリカ連合の加盟国が 2011 年 1 月 31 日まで AMISOM を維持することを許可することを決定し、そのことは決議 1772 (2007) の第 9 項に定められたその現存する職務権限を実行するために必要な全ての措置を講じることが許可されるものとする。
2. アフリカ連合に対し、ソマリアにおける AMISOM の展開を維持すること、および AMISOM の当初委ねられた 8,000 名の兵力の達成を目的としてその兵力を増加し、そのことによりその職務権限を

完全に実行する能力を強化すること、を要請する。

3. AMISOM に対し、ソマリア警察部隊および国家治安部隊の開発において暫定連邦政府を支援し続け、また、他の加盟国またはソマリア内外の機構により訓練されたソマリア部隊の統合を支援することを要請する。
4. 事務総長に対し、装備および国民への情報支援を含む役務を含むが、国際連合基金の支出の説明責任と透明性を確保するため、安全保障理事会への事務総長書簡 (S/2009/60) で記述された 2011 年 1 月 31 日まで基金の移管を含まない、決議 1863 (2009) で求められた AMISOM に対する兵站支援パッケージを提供し続けることを要請する。
5. 加盟国に対し、適切且つ必要な装備の提供を通して、AMISOM およびソマリア治安部門機構を支援することを奨励する。
6. AMISOM に対し、支援パッケージの下で提供された全ての装備および役務は、それらが指定された目的のために透明且つ効果的な方法で用いられることを確保することを要請し、またアフリカ連合に対し、国際連合とアフリカ連合間で設立された了解覚書に従ったそのような装備および役務の用法に関して事務総長に報告することを更に要請する。
7. 事務総長に対し、現存するアジスアベバの国際連合立案チームを通して、立案と AMISOM の展開についてアフリカ連合に対し技術的且つ専門的助言を提供し続けることを要請する。
8. 加盟国と地域的および国際的機関に対し、AMISOM に対する国際連合信託基金に寛大に且つ即時に貢献するか AMISOM 支援の直接の二国間資金提供国となるかを促し、資金提供国に対し、とりわけ AMISOM 兵士の給与および分担所有装備の経費に係る、適切な資金および装備が迅速に提供されることを確保するため国際連合およびアフリカ連合と密接に協働することを奨励する。
9. 決議 1863 (2009) で表明された国際連合平和維持活動の設立に関する意図についての安保理の声明を想起し、そのような活動を展開するためのなんらかの決定は、特に 2009 年 4 月 16 日付事務総長報告書 (S/2009/210) に定められた条件を考慮することに留意し、また、事務総長に対し、事務総長報告書の条件に従って、彼の報告書 (S/2009/210) の第 82 から 86 項で確認された措置を講じることを要請する。
10. ソマリアの長期にわたる安全は、ジブチ合意の枠内および国家治安戦略に一致した、暫定連邦政府による国家治安部隊およびソマリア警察部隊の効果的な展開にかかっていることを強調する。
11. 加盟国、地域的および国際的機関に対し、ソマリア治安機構に対する国際連合信託基金に寛大に且つ即時に貢献し、決議 1772 (2007) の第 11 項(b)および 12 項に適合する範囲内で、AMISOM と調整した訓練および装備を通じてを含む、ソマリア治安部隊に対する支援を申し出ることを促す。

12. 事務総長に対し、ソマリア警察部隊および国家治安部隊を含む暫定治安機構の開発において、暫定連邦政府を支援することを継続すること、また法の支配および武装解除、動員解除並びに社会復帰（DDR）、司法および矯正能力の立案を含む人権の保護並びに統治、審査および機構の監督を含むその治安部隊の活動のための法的および政策的枠組の尊重を反映する国家治安戦略の開発において暫定連邦政府を支援し続けることを要請する。
13. 決議 733（1992）の第 5 項で課され、決議 1425（2002）の第 1 および 2 項により更に詳述された措置は、ジブチ和平プロセスに一致してまた決議 1772（2007）の第 12 項に定められた告知手続を条件として、治安部門機関の発展の目的のために、暫定連邦政府に対し決議 1772（2007）の第 11 項(b) および 12 項に従って、提供される供給品および技術的支援には適用されないことを再確認する。
14. ソマリアの全ての当事者に対し、ジブチ合意を支持するという安保理の求めをくり返し表明し、全ての戦闘行為、武力衝突行為および暫定連邦政府を蝕む取組の終結を求める。
15. 和解に関する暫定連邦政府の取組を歓迎し、暫定連邦政府に対し、暴力を止めさせるために協力し且つ準備する意志を持つ全ての集団とジブチ合意の枠内でその取組を継続し且つ強化することを促し、また、事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表を通して、和解を促進するために国際社会と協働し続けることを要請する。
16. 国際人道法および人権法に違反して市民と人道要員に対して行われる暴力または虐待の全ての行為の即時停止を求める。
17. 全ての当事者および武装集団に対し、人道要員および供給品の安全を確保するため適切な措置を講じることを求め、また全ての当事者が国内で支援を必要としている人に人道支援の時宜を得た提供のため完全、安全且つ妨害のないアクセスを確保することを要求する。
18. 事務総長に対し、ソマリア事務総長特別代表および国際連合ソマリア政治事務所（UNPOS）を通して、ソマリアにおける国際連合システムの全ての活動に対し、効果的に調整し且つ統合された取組を進展させるためのその取組を強め、ソマリアにおける永続的平和および安定を確立するための取組に対する周旋および政治的支援を提供し、彼の報告書（S/2009/684）に含まれた勧告を考慮して、ソマリアにおける当面の復興および長期にわたる経済的発展の双方について国際社会からの資源と支援を動員することを要請する。
19. 暫定連邦政府に対し、ソマリアにおける治安条件を向上させるためにあらゆる適切な措置を講じることを求め、事務総長に対し、UNPOS および国際連合 AMISOM 支援事務所（UNSOA）を含むその他の国際連合事務所や機関の部隊の、事務総長報告書（S/2009/210）に概説されたように治安条件に一致してモガディシュへの、提案された展開を手早く行うことを要請する。
20. 事務総長に対し、この決議のあらゆる側面に関して 1 月 1 日から始まる 4 か月毎に報告することを要請し、2001 年 10 月 31 日の安全保障理事会議長声明（S/PRST/2001/30）および安全保障理事会決

議 1872 (2009) で明記された報告義務について、状況を再検討する安保理の意図を表明する。

21. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。